

ご利用の手引

Q and A

Q1：この「しくみ」の取組の趣旨は、

どちらの組合員企業におかれましても、不良化した売掛未収金への対応には少なからず苦慮されておられるのではないのでしょうか。そこで、組合員への新たな経営支援策として、日常業務を通じて発生した売掛未収金への対策のための「しくみ」を用意致しました。

組合員の皆様は、必要に応じてこの「しくみ」をご活用頂くことで、未収金への対策の強化がはかられ「経営の健全化」が、推進されます。

このように、皆様方の経営の少しでも役に立てて頂くことが、この「しくみ」の目的・趣旨となっております。

Q2：依頼をするのに、事前に費用が必要になるのでしょうか、

事前の費用は、必要ありません。完全成功報酬制となっておりますので、依頼時に何らかの費用が必要になることはありません。売掛未収金回収制度は、事前の経費をかけずに、眠っている財産（売掛未収金）の活性化をはかり、経営資源に充てるという皆様を積極的に支援する新しい制度です。

実際に売掛未収金が入金になって、はじめて入金額から入金額の30%を委託費用としてお支払いを頂きます（消費税は別途）。委託費用の内訳は、法律事務所の報酬25%、組合による制度維持経費5%となっております。

Q3：依頼の対象となる債権は、

請求が可能で未収金の明細の提示が可能な債権が対象となります。連絡が取れなくなってしまったり請求書が戻ってきてしまったり、電話が使用されていない等連絡の取りようのない債権は請求ができないと判断し、依頼対象から除外しております。

また、自己破産や時効の主張をされたなど、法的に請求ができなくなってしまった債権も依頼対象から除外しております。

確認が必要と思われる案件に付きましては、依頼前に法律事務所までいつでもお問合せ下さい。

Q4：依頼はどのように、

組合専用の「依頼書」にご記入を頂き、請求書のコピーを添付してご依頼を頂きます。依頼書にご記入を頂く内容は、依頼をするのが大変な作業になってしまうことがないように、未収者の名前や、住所、電話番号、請求金額、未収年月日、簡単な経緯などです。（相手側に弁護士が介入している場合は、必ずその内容を記載して下さい）

Q5：依頼にはどのような書類が必要ですか、

債権回収には、その債権に関する情報が多くあるほど有益とされておりますが、一方では、複雑な書類や多くの資料を準備することになると依頼をすることが大変な作業となり、結果として依頼を断念することにもなりかねません。

今回の取組では、請求書のコピーと請求の明細（債権発生日と代金分かるもの）を資料としてご添付頂くだけで依頼ができます。依頼後、法律事務所の業務を通じて必要な書類等が発生すれば、その都度相談の連絡が法律事務所からあります。

Q6：依頼の基準日は、

依頼時に必要な書類を法律事務所で受領してから、弁護士から依頼会社に確認の連絡を致します。この日が依頼日となります。したがって、依頼日以降の入金については法律事務所宛、依頼会社宛入金問わず、いかなる場合であっても、この制度の中での処理となります。

Q7：連絡の取れなくなってしまった債権回収の依頼は、

依頼の対象債権は、通知書か電話で連絡のつく債権となっております。連絡のつかなくなってしまった債権は、この取組のオプションとして「住民票の追跡調査」をご利用頂くことができます。

連絡の取れなくなってしまった債権は、新しい住所を調査する必要がありますが個人情報保護の観点から一般の方では住民票の申請が難しくなっております。

この様な状況下で、課題を解決するためのオプションとして法律事務所から住民票を申請します。このオプションの手数料は、1申請につき1,000円となっております。また、このオプションの利用にあたっては「当該債権の回収依頼が前提」となっております。すなわち、住民票等による追跡調査のみのご依頼はお受け出来ません。

Q8：法的な対応は可能ですか、

可能です。法的な対応が必要と判断した債権については、依頼者と法律事務所との協議の上その対応の段取りを行います（印紙代をはじめ、法的対応に要する経費は依頼者負担となります。）

法律事務所の債権管理回収業務は、ご依頼頂いた債権を回収業務を通じて分析して、債権内容に応じて適切な回収方法を採用します。その中で、法的対応が必要と判断したものにつき、依頼者と相談・協議の上、最終的には依頼者の意向に従い、対応を決めます。

Q9：回収金の精算は、

回収金は、法律事務所から組合経由で精算されます。回収金の精算は、「業務委託申込書」でご指定を頂いた口座への精算となります。

(なお、送金・振込手数料は依頼者負担となります)

Q10：ご依頼を頂いた債権の業務状況の開示は、

定期的に回収状況の報告を行います。ご依頼をされている債権が、どの様になっているのかが大変気がかりであることは言うまでもありません。

したがって、定期の報告以外にも、ご依頼を頂いております債権についてのお問い合わせは、いつでも可能でございます。

依頼者との風通しの良い業務に努めておりますが、ご依頼債権の特質もあり、状況の変化に時間を要するものも極めて多いことをご理解を下さい。

Q11：依頼者へ直接入金された場合は、

債務者への通知や連絡では、法律事務所の指定口座へ対応するようになっておりますが、直接依頼者へ入金されるケースも出てきます。直接入金（持参払いや振込など）があった場合は、必ず入金のご報告をFAX等で法律事務所へお願い致します。

入金の報告がないと、引き続き債務者へ電話や通知書などが発送され大きなトラブルとなります。